令和２年度決算における未処分利益剰余金の処分（案）について

議案第2号資料

かずさ水道広域連合企業団

１　処分の概要

令和２年度決算において生じる未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）の規定により、利益処分は条例の規定又は議会の議決により行わなければならないことから、令和３年１１月議会に諮るものである。

２　各事業体の未処分利益の状況

（単位：円）

	令和２年度末 未処分利益剰余金残高	現金の裏付けあり(1)	（内訳）	現金の裏付けなし(2)※	（内訳）
木更津市	1,169,551,179	440,439,906	令和２年度純利益 440,439,906	729,111,273	令和２年度使用分 建設改良積立金729,111,273
君 津 市	418,813,322	208,694,511	令和２年度純利益 208,694,511	210,118,811	令和２年度使用分 減債積立金210,118,811
富 津 市	1,024,225,123	258,652,467	令和元年度未処分分 （令和元年度純利益） 194,200,371 令和２年度純利益 64,452,096	765,572,656	従前から保有するもの 765,572,656
袖ケ浦市	299,465,087	170,838,621	令和２年度純利益 170,838,621	128,626,466	令和２年度使用分 建設改良積立金90,000,000 減債積立金38,626,466
水道事業計	2,912,054,711	1,078,625,505	－	1,833,429,206	－
水道用水 供給事業	1,999,762,677	1,100,046,298	令和元年度未処分分 200,000,000 令和２年度純利益 900,046,298	899,716,379	令和２年度使用分 減債積立金899,716,379

※現金の裏付けなしの未処分利益剰余金は、積立金（建設改良積立金・減債積立金）を既に支出して使用したものなどです。

３　処分案

（１）現金の裏付けがあるもの

令和２年度の純利益や過年度から繰り越した繰越利益剰余金で、現金の裏付けがあるため、特定の目的を持った積立金に処分することができる。処分方法は、統合広域化の検討において、当面は各セグメントの実情に応じた処分を行うとしている。

	処分方法	処分の根拠
木更津市	440,439,906円全額を減債積立金に積み立てる	企業債償還の資金確保を優先するため、減債積立金に処分する
君 津 市	208,694,511円全額を未処分のまま繰り越す	純利益等の状況を勘案し、今後の使用方法を検討していくこととし、未処分のままとする
富 津 市	258,652,467円全額を未処分のまま繰り越す	純利益等の状況を勘案し、今後の使用方法を検討していくこととし、未処分のままとする
袖ケ浦市	170,838,621円全額を減債積立金に積み立てる	企業債償還の資金確保を優先するため、減債積立金に処分する
水道用水供給事業	887,003,542円を減債積立金に積み立て、13,042,756円を建設改良積立金に積み立て、200,000,000円を未処分のまま繰り越す	企業債償還資金を確実に確保するため令和3年度元金償還相当額を減債積立金に積み立てる また財政収支計画における次年度以降の純利益の推移を踏まえて、2億円を未処分のまま残し、残額を今後の更新事業等の増加に備え建設改良積立金に処分する

（２）現金の裏付けがないもの

君津市、袖ケ浦市及び水道用水供給事業において減債積立金、木更津市及び袖ケ浦市において建設改良積立金を使用した未処分利益剰余金が発生するが、これら現金の裏付けがない利益剰余金の処分は、基本的に資本に組み入れることが一般的とされていることから、従前どおり資本金に組み入れる。

富津市において、従前からある現金の裏付けがない未処分利益剰余金7億6,557万2,656円は、将来の費用・損失に充てることを考慮しこれまで未処分としてきたが、令和元年度及び2年度決算の状況を鑑み、今回全額資本金に組み入れる。